

令和4年度生 入学試験における新型コロナウイルス感染症の対応について

1. 入学試験の実施にあたって

以下の点に留意し、入学試験を実施する

- (1) 試験会場での「三つの密（密集・密接・密閉）」を回避し、感染防止に徹底的に取り組む。
- (2) 感染またはその疑いがある受験生に対して、追試験の機会を確保する。
- (3) 入試に携わる職員および生徒が日頃から健康チェックを実践し、感染防止につとめる。
- (4) 上記の(1)～(3)を踏まえ、受験生が入試問題を解くことに集中できる環境を提供する。

2. 感染防止の取り組みについて

(1) 事前の準備

① 試験教室における座席間の確保

座席間は約1メートルを確保する。

② マスク、速乾性アルコール製剤の準備

試験会場内ではマスクの着用を義務付けることとし、未所持者にはマスクを提供する。また、各試験会場入口（玄関）と試験教室入口に速乾性アルコール製剤を設置する。

③ 試験監督者等の体調管理等

試験に携わる職員および生徒は、試験前7日程度を目安に、体温を測定することを要請し、徹底した健康チェックを行う。

④ 別室の確保

体調不良者のための別室を設ける。別室においては、基本的に概ね2メートル以上の間隔での座席配置を行う。なお、特別な事情のある受験生のための別室も確保する。

⑤ 試験教室の机、椅子、ドア等の消毒

入学試験の前日に消毒用アルコールを使用した拭き取りを行う。

⑥ 試験教室への入場

入場時の混雑回避のため、受験生が集合するための十分なスペースを確保し、順次入場させる。

⑦ トイレの使用

こまめに換気を行い、トイレ入口に導線を示し混雑を避けた利用を促す。

⑧ 試験終了時の試験教室からの退出

終了時の混雑を避けるため、一定の間隔を空けて試験教室ごとに退出させる。

⑨ 付添者（中学校引率教員）控え室について

控え室ではマスクの着用を義務付けることとし、未所持者にはマスクの提供を行うとともに、控え室入口に速乾性アルコール製剤を設置する。

⑩ 学習塾関係者による学校敷地内での応援の禁止

学習塾等関係者が応援のために学校敷地内に立ち入ることを禁止するため、HP で告知するとともに、敷地内に案内紙を掲示する。

⑪ 試験監督者等に対する感染対策の推奨

マスクの着用、手洗いなど基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する行動を実践することに加え、2 回のコロナワクチンの接種、インフルエンザワクチンの接種を受けておくことを推奨する。

⑫ 関係機関との連携・協力体制の構築

感染者が出た場合には、地域内の保健所が迅速に濃厚接触者の特定が行えるよう、試験教室ごとの受験者リストを準備しておく。

⑬ 新型コロナウイルス対応

この件に関する相談連絡の窓口は入試広報部とする。

(2) 試験当日の対応

① 入場前の対応

必ず自宅で検温を行い、発熱（37.5 度以上）がないことを確認したのちに登校することを要請する。また発熱があった場合は追試験の受験を促す。

② マスク着用の義務付け

試験会場内では、昼食時を除き、マスクの着用を義務付ける。休憩時間や昼食時等の他者との接触、会話を極力控えるよう要請する。試験監督者等も同様とする。

③ 「健康状態確認票」記入の義務付け

試験当日の朝に「健康状態確認票」の記入を義務付け、登校後に提出させることで、感染の拡大防止に細心の注意を払うとともに、感染が判明した場合、地域内の保健所が迅速に対応できる資料とする。

④ 換気の実施

1 科目終了ごとに約 5 分間の換気を行う。また、試験時間 45 分間のうち、20 分経過時点で 5 分間の換気を行う。

⑤ 昼食時の対応

受験生には自席での食事を促す。

⑥ 試験終了時の周知

試験会場内ではマスクを廃棄しないこと、帰宅後は手洗い、うがいの励行について受験生への周知を行う。

(3) 試験終了後

① 試験監督者等の健康観察

試験に携わる職員および生徒については、毎朝、体温測定や体調の観察を行うことを要請する。

② 試験教室の机、椅子の消毒

試験終了後、消毒用アルコールを使用した拭き取りを行う。

③ 保健所等の行政機関への協力

試験終了後に、新型コロナウイルスの感染が判明した受験生や試験監督者等がいた場合には、濃厚接触者の特定など、保健所等の行政機関が行う必要な調査に協力する。

3. 受験生へのお願い

① 受験前の医療機関での受診

発熱・咳等の症状がある受験生はあらかじめ医療機関で受診しておくこと。

② 受験の取り止め

新型コロナウイルスに感染し、試験日までに医師の受験許可が出ない生徒や試験日直前に保健所等から濃厚接触者に該当するとされた生徒は受験できない。また試験の前から継続して発熱・咳等の症状のある受験生は、入試当日の受験を取り止め、追試験を受験すること。

③ 試験当日における対応

試験当日に 37.5 度以上の熱がある場合は受験を取り止め、追試験を受験すること。また体調不良者は、その旨を試験監督者等に申し出ること。

④ マスクの着用と手指消毒の励行

症状の有無にかかわらず、各自マスクを持参し、試験会場では、昼食時以外は常に着用することとし、試験教室の出入りの際には必ず速乾性アルコール製剤で手指消毒をすること。また休憩時間や昼食時等における他者との接触、会話は極力控えること。

⑤ 「健康状態確認票」記入の義務付け

感染の拡大防止に細心の注意を払うため、試験当日の朝の検温と「健康状態確認票」に必要事項を記入し、試験会場にて提出すること。

⑥ 試験当日の服装、昼食

試験当日、試験教室の換気を目的とした窓の開放等を行うため、上着などを持参すること。昼食は各自で持参し、自席でとること。

4. 入学試験を受験できない場合

(1) 入学試験を受験できない者

- ① 新型コロナウイルス感染症に罹患し、入学試験当日までに医師から治癒したと診断されていない者。
- ② 保健所から濃厚接触者と特定され、自宅待機の期間にある者。
- ③ 同居家族または在籍する中学校等で感染者が確認され、濃厚接触者でないことを保健所から確定されていない者。
- ④ 海外に居住する者で、入学試験当日の14日前までに帰国できなかった者。
- ⑤ 入学試験当日に、受験生が提出する「健康状態確認票」における下記の《チェックリスト》で、A欄で1項目以上、またはB欄で2項目以上、該当する項目がある者。

《チェックリスト》

	確認項目
A	発熱の症状がある(37.5℃以上)
	息苦しさ(呼吸困難)がある
	強いだるさ(倦怠感)がある
B	味を感じない(味覚障害がある)
	臭いを感じない(嗅覚障害がある)
	咳の症状が続いている
	咽頭痛が続いている
	下痢をしている(持病や食あたりなど新型コロナウイルス感染症以外の原因が推測されるものを除く)
	過去2週間以内に、同居している者で医療機関を受診して新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われ、かつ、その疑いが否定されないまま症状が続いている者がいる、または、過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等の在住者との濃厚接触(1m程度以内で15分以上接触)がある

(2) 入学試験を受験できなかった場合の措置

- ① 欠席する場合、入学試験前日、または当日の9:00までに、各中学校より本校の事務室へ申し出て、追試験の手続きを行うこと(診断書不要)。
- ② 追試験の日程は以下の通りとする。
インフルエンザウイルス感染等による欠席の場合 → 1月31日(月)に追試験を実施
新型コロナウイルスの感染または疑いによる欠席の場合 → 2月14日(月)に追試験を実施
- ③ 追試験の会場は皇學館高等学校のみとし、試験時間や方式は本試験に準ずる。

以上